

「医療系介護報酬改定 Q&A (2015年4月1日実施)」

正誤及び追補 (2015.6.3 現在)

頁	訂正箇所	誤	正
2	下から9行目	4. 「医療系居宅介護サービス・サービスコード表」 <u>「請求書、請求明細書記載例」</u> <u>「要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置について」</u> <u>「要介護者・要支援者に対する在宅医療及び医療系居宅サービス算定一覧表」</u> を資料として掲載した。	4. 「医療系居宅介護サービス・サービスコード表」 <u>「介護給付費請求書等の記載要領について」</u> を資料として掲載した。
■22	回答欄 上から3行目	って、ハビリテーションに関する専門的な見	って、 <u>リ</u> ハビリテーションに関する専門的な見
43	質問欄 上から3行目	期間) に、 <u>訪問</u> リハビリテーションを終了した者のうち、通所介護、 <u>通所リハビリテーション</u> 、認知症対応型…	期間) に、 <u>通所</u> リハビリテーションを終了した者のうち、通所介護、認知症対応型…
■44	質問欄 上から2行目	であれば所要時間に <u>参入</u> してもよいとある	であれば所要時間に <u>算入</u> してもよいとある
■51	質問10を削除し、右に差し替える。	<質問>	<回答>
		10. 同一の者について、「重篤な身体疾患を有する者」の基準及び「身体合併症を有する認知症高齢者」の基準のいずれにも当てはまる場合は、いずれか一方にのみ含めるものとしているが、同一の者について、「喀痰吸引」と「経管栄養」の両方を実施している場合、要件に適合する者は1人と数えるのか、2人と数えるのか。	10. 前者の要件は、当該施設の重篤な身体疾患を有する患者及び基準及び身体合併症を有する認知症高齢者の受け入れ人数を評価しているものであり、重篤な身体疾患を有する者の基準及び身体合併症を有する認知症高齢者の基準のいずれにも当てはまる患者であっても、施設として実際に受け入れた患者の人数については1人と数える。 一方、後者の要件は、当該施設で行われる処置の実施を評価しているものであり、同一の患者であっても、喀痰吸引と経管栄養の両方を実施していれば、2つの処置を実施しているため、喀痰吸引と経管栄養を実施しているそれぞれの人数に含め、この場合には2人と数える。 (平成27年4月28日・介護保険最新情報VOL. 469)
69	下から11行目	合を満たす必要があるが、その割合に <u>参入</u> で	合を満たす必要があるが、その割合に <u>算入</u> で
■100	問135を削除		問135 削除
※ 医療系介護報酬改定Q&A作成後に厚生労働省から発出された下記のQ&Aを別添する。 ○4月28日介護保険最新情報VOL. 469「平成27年度介護報酬改定における介護療養型医療施設に関するQ&A」 ○4月30日介護保険最新情報VOL. 471「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2)」 ○6月1日介護保険最新情報VOL. 481「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)」			

※ 厚労省による追加通知・告示 (■で示したもの) により、本書による解説内容が変更となる場合があります。随時、この正誤表に反映させるようにいたしますので、お手数をおかけしますが、保団連ホームページ (<http://hodianren.doc-net.or.jp/>) 等でご確認いただきますよう、お願いいたします。

保団連正誤表

検索

<http://hodianren.doc-net.or.jp/>

